

<税務署からのお知らせ>

# 定額減税説明会のご案内

日本橋税務署・京橋税務署 共催

令和6年度(2024年度)税制改正大綱において、令和6年分の所得税について定額による特別控除(定額減税)を実施することとされております。早期に定額減税事務に着手できるよう、制度の概要及び実施方法等について以下のとおり説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

## 《説明会概要》

(日程)

開催日	時間	会場	定員
3月25日(月)			
4月23日(火)	《午前の部》 10:00~11:30	銀座ブロッサム (中央区銀座2-15-6)	各900名
4月24日(水)	《午後の部》 13:30~15:00		
5月20日(月)			

(参加費) 無料

(申込方法) 下記二次元バーコードの国税庁LINE公式アカウントから友達登録後、メニュー内の申込画面からお申込みください。

(問い合わせ先) 日本橋税務署 法人課税第3部門 TEL 03-3663-8451(代表)



給与所得者に対する定額減税は、令和6年6月以降に支給される給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。源泉徴収義務者の方々は、是非ご参加ください。

国税庁LINE  
公式アカウント



国税庁HP  
定額減税特設サイト

